

令和8年度愛媛県教育委員会免許法認定講習実施要項

1 目的

本講習は、教育職員免許法の規定に基づき、特別支援学校教諭一・二種免許状取得のための機会を提供し、必要な単位を修得させるとともに、現職教員の資質の向上を図ることを目的とする。

2 主催 愛媛県教育委員会

3 会場 愛媛県身体障がい者福祉センター 松山市道後町2丁目12番11号 TEL (089) 924-2101  
 愛媛大学教育学部 松山市文京町3番 TEL (089) 927-9371  
 愛媛県生涯学習センター 松山市上野町甲650 TEL (089) 963-2111

4 開設科目等

(指導大学：愛媛大学)

免許状の種類	免許法施行規則に規定する科目区分等		左記に対応する開設科目名 (授業科目名)	授与単位	講師名	講習期間	定員	会場
	科目	各科目に含める必要事項	中心となる領域 含む領域					
特別支援学校教諭一・二種 (聴覚障害者)	(第2欄) 特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障がい者の教育課程と指導法 聴覚障害者に関する教育の領域	1	愛媛大学教育学部 加藤 哲則 教授	8月26日 8月27日	100人	[26日] 愛媛県身体障がい者福祉センター大会議室 [27日] 愛媛大学教育学部2号館103講義室
特別支援学校教諭一・二種 (知的障害者)	(第2欄) 特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障がい者教育総論 知的障がい者に関する教育の領域	1	愛媛大学教育学部 吉松 靖文 教授 富田 享子 准教授	7月22日 7月23日	60人	愛媛県生涯学習センター 第4・5研修室
特別支援学校教諭一・二種 (肢体不自由者)	(第2欄) 特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	肢体不自由者教育総論 肢体不自由者に関する教育の領域	1	愛媛大学教育学部 中野 広輔 教授 檜木 暢子 教授	8月24日 8月25日	100人	愛媛県身体障がい者福祉センター大会議室
特別支援学校教諭一・二種 (視覚障害者) (聴覚障害者) (知的障害者)	(第3欄) 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある	重複・発達障がい等教育総論 重複・発達領域	1	愛媛大学教育学部 荻田 知則 教授 石田 祐貴 講師	8月20日 8月21日	100人	[20日] 愛媛大学教育学部2号館103講義室 [21日]

(肢体不自由者) (病弱者)	領域に関する科目	る幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者				愛媛県身体障がい者福祉センター大会議室
-------------------	----------	----------------------------	------------------------------	--	--	--	---------------------

(指導大学：広島大学)

免許状の種類	免許法施行規則に規定する科目区分等		左記に対応する開設科目名 (授業科目名)	授与単位	講師名	講習期間	定員	会場
	科目	各科目に含める必要事項	中心となる領域 含む領域					
特別支援学校教諭一・二種 (視覚障害者)	(第2欄)特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障がい者の心理・生理・病理 視覚障害者に関する教育の領域	1	広島大学大学院人間社会科学研究科 氏間 和仁 教授	8月22日 8月23日	100人	愛媛県身体障がい者福祉センター大会議室

## 5 講習時間等

開設科目	時間 日程	第1時限	第2時限	昼食	第3時限	第4時限	(2日目) 16:10~17:00 (50分)
		9:00~10:30 (90分)	10:45~12:15 (90分)		13:15~14:45 (90分)	15:00~16:30 (1日目 90分) 15:00~15:45 (2日目 45分)	
知的障がい者教育総論	7月22日 (水)	講義 吉松靖文 教授	講義 吉松靖文 教授		講義 吉松靖文 教授	講義 吉松靖文 教授	
	7月23日 (木)	講義 富田享子 准教授	講義 富田享子 准教授		講義 富田享子 准教授	講義 富田享子 准教授	試験
重複・発達障がい等教育総論	8月20日 (木)	講義 石田祐貴 講師	講義 石田祐貴 講師		講義 石田祐貴 講師	講義 石田祐貴 講師	
	8月21日 (金)	講義 苅田知則 教授	講義 苅田知則 教授		講義 苅田知則 教授	講義 苅田知則 教授	試験
視覚障がい者の心理・生理・病理	8月22日 (土)	講義 氏間和仁 教授	講義 氏間和仁 教授		講義 氏間和仁 教授	講義 氏間和仁 教授	
	8月23日 (日)	講義 氏間和仁 教授	講義 氏間和仁 教授		講義 氏間和仁 教授	講義 氏間和仁 教授	試験
肢体不自由者教育総論	8月24日 (月)	講義 中野広輔 教授	講義 中野広輔 教授		講義 中野広輔 教授	講義 中野広輔 教授	
	8月25日 (火)	講義 樫木暢子 教授	講義 樫木暢子 教授		講義 樫木暢子 教授	講義 樫木暢子 教授	試験
聴覚障がい者の教育課程と指導法	8月26日 (水)	講義 加藤哲則 教授	講義 加藤哲則 教授		講義 加藤哲則 教授	講義 加藤哲則 教授	
	8月27日 (木)	講義 加藤哲則 教授	講義 加藤哲則 教授		講義 加藤哲則 教授	講義 加藤哲則 教授	試験

## 6 受講対象者

- (1) 特別支援学校教員のうち、特別支援学校教諭二種免許状又は基礎免許状で授業を行っている者
- (2) 特別支援学校教諭の免許状を有している現職教員のうち、領域追加を希望する者
- (3) 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校等の現職教員で、特別支援学校教諭の免許状取得を希望する者

## 7 単位の認定方法

各科目とも、当該単位の課程として定められた授業時数の5分の4以上を出席し、試験による成績審査に合格した者に単位を授与する。

(理由のいかんに関わらず、授業時数の5分の4以上の出席がない者は不合格とする。)

## 8 受講申請方法等

### (1) 申請方法

＜愛媛スクールネット又は各市町教委が独自に構築している校務支援システムに加入している学校＞  
受講申込書（別紙様式1）を所属校の学校代表メールアドレス又は管理職の個人メールアドレスから、各申込先へ電子データで提出すること。誤変換対策のため、電子データはExcel及びPDFで提出すること。  
また、件名は「【学校名】R8免許法認定講習受講申請」とすること。  
なお、郵送及び受講希望者の個人メールアドレス（所属校において配付された個人アドレス含む）から提出されたものは受け付けないので留意すること。

＜愛媛スクールネット又は各市町教委が独自に構築している校務支援システムに加入していない学校＞  
受講申込書（別紙様式1）に公印を押印のうえ、封筒の表に「認定講習申込み」と朱書き、申込先へ郵送すること。

### (2) 申込先及び申込期限

- |   |
|---|
| <p>★ 県内の公立小・中学校教員<br/>各所管教育事務所の教職員課<br/>（申込期限 令和8年6月23日（火）17時）</p> <p>★ その他の教員<br/>〒790-8570（所在地記載不要）<br/>愛媛県教育委員会事務局指導部特別支援教育課（水上指導主事扱い）<br/>アドレス：tokubetsushien@pref.ehime.lg.jp<br/>（申込期限 令和8年6月30日（火）17時）</p> |
|---|

(3) 受講申込書提出後（または受講許可通知書を受領した後）に受講できなくなった場合は、速やかに辞退届（別紙様式2）を各申込先に提出（提出方法は、申請方法に準ずる）すること。  
なお、辞退届を提出しなかった者は、次年度からは受講できないので注意すること。

## 9 その他

- (1) 受講申込書記載の際は、別添記入要領をよく読んで記載すること。
- (2) 単位の修得方法等については、教育職員免許状取得の手引き[本文]（P.73～P.82）をよく確認すること。  
<https://ehime-c.esnet.ed.jp/gimu/src/04menkyo/02shutoku/menkyo/jyuyo-tebiki/02honbun.pdf>
- (3) 会場の収容人員等の都合により、受講許可しないことがある。
- (4) 受講の許可通知書は、受講申込書に記載してあるメールアドレス宛に、7月中旬に送付する予定である。
- (5) 受講の際は、受講許可通知書及び印鑑を必ず持参すること。
- (6) 日程により会場が異なることがあるので注意すること。
- (7) 公共の交通機関等を利用し、自家用車を会場に駐車しないこと。（ただし、生涯学習センターのみ利用可）
- (8) 宿舎、昼食は、各自で手配すること。
- (9) 服務上の取扱いについての問合せ先は次のとおり。  
ア 愛媛県の県立学校の教員については、県教育委員会特別支援教育課。  
イ 愛媛県の市町立学校の教員については、各市町教育委員会。  
ウ 上記以外の学校の教員については、服務監督者に確認すること。
- (10) 講習期間中、やむを得ず講義の一部または残りの講座全部を辞退することとなる場合は、必ず事前に担当者へ連絡するとともに、速やかに辞退届を提出すること。  
なお、無許可で講義の放棄等があった場合は、所属学校長へその旨報告するとともに、次年度からは受講できないので注意すること。
- (11) 各科目の事前課題、持参物等については、別添「各科目の事前課題等」に示しているので参考にすること。なお、事前課題等に変更がある場合は、Plant（研修コード：266bp752）に電子データを掲載するので、随時確認すること。（Plantへの受講者の登録は特別支援教育課が一括して行うため、Plantによる受講者自身の申込や学校長の承認作業は不要である。）
- (12) 気象状況等の影響により、講習の中止をはじめ、実施方法や会場等の変更の可能性がある。
- (13) 問い合わせ先  
ア 認定講習に係るもの  
愛媛県教育委員会事務局指導部 特別支援教育課 TEL (089) 912-2965  
イ 免許状取得に係るもの  
愛媛県教育委員会事務局指導部 義務教育課 TEL (089) 912-2941  
※ 各会場への直接のお問い合わせはご遠慮ください。